

---

## 第 5 章 地域福祉推進に向けた施策の展開

---

## 第5章 地域福祉推進に向けた施策の展開

これまで第3章、第4章でまとめたように、9地域で開催された地域懇談会では、地域住民によって生活課題の抽出が行われました。さらに、その生活課題の解決に向けた住民による活動内容が検討され、報告されています。

ここでは、抽出された生活課題（主として第1回地域懇談会）に対して、行政の対応方策を示しています（第5章 1．生活課題に対する行政施策）。さらに、地域住民が検討した住民による活動内容（主として第2回地域懇談会）に呼応して、行政としての活動支援に向けた施策の見直しについて、その方向性や課題を示しています（第5章 2．具体的な活動内容に対する行政の支援策）。

### 1．生活課題に対する行政施策

第1回地域懇談会では、195件の課題が報告されました。ここではこれらの課題を類型化し、高齢者分野で6つ、子ども分野で4つ、健康分野で6つ、障害分野で6つ、コミュニティ分野で2つの合計24の課題に整理しました。そのそれぞれの課題に対して、行政として今後、どのように施策を推進していくのかを以下に示します。

#### (1) 高齢者分野

##### 生きがいの場づくり

###### 虚弱な高齢者が身近なところで地域の人との交流ができる場づくりの推進

閉じこもりを防ぎ、ねたきりや認知症の予防のためにも、歩いていける距離（自治会単位）において気軽に立ち寄り、語り合える場づくりへの支援を進めていきます。

###### 自立高齢者の健康づくりや社会参加の促進

サークル活動、ボランティア活動、生涯学習への参加を通じた「仲間づくり」「役割づくり」が重要であることから、高齢者の参加に関する情報提供に努め、高齢者が長年培った技能や趣味が生かせる活動を支援します。

###### 高齢者が自立した生活を継続できるような社会参加の場の拡充

高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で豊かな経験と知識・技能を生かし、生涯を健康でかつ生きがいをもって社会活動ができるよう、地域の各団体の参加と協力の下に、社会参加の場づくりへの支援を進めていきます。

###### 世代間交流による生きがいづくりの場の充実

高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で豊かな経験と知識・技能を生かし、生涯を健康でかつ生きがいをもって社会活動ができるよう、地域の各団体の参加と協力の下に、世代間交流による生きがいづくりへの支援を進めていきます。

## 高齢者に関する情報の把握

### 災害時に備えて、要援護高齢者が安全に避難できるような支援体制の構築

関係機関、地域住民等の連携、協力により要援護高齢者リストの作成やマップづくりを行い避難できる支援体制を整えていきます。また、一人暮らし等の高齢者には急病や災害時緊急事態に対応するために緊急通報装置の設置を進め、消防本部や近隣の協力員による対応を行っていきます。

### 高齢者リストの作成や障害者のマップづくり

民生委員・児童委員や自治会役員等地域住民や関係機関と情報交換の場をもち、高齢者リストの作成やマップづくりをすすめていきます。

## 一人暮らし高齢者の見守り

### 高齢者を見守り支える地域づくり

地域住民と市との協働、連携による地域での支え合いのしくみづくりを行います。要援護者を地域全体で支える小地域ネットワークをすすめるとともに、実施地区の拡大に向けて社会福祉協議会とともに推進していきます。

### 一人暮らし高齢者の見守り

一人暮らし高齢者の実態把握を進め、民生委員・児童委員や自治会役員等地域住民や関係機関と情報を共にしながら、地域の特性にあった見守り活動が行えるように意識啓発を進めます。

## 高齢者を支える意識の低下

### 身近な地域において高齢者の生活を支える地域福祉システムの構築

地域福祉の推進にあたっては、身近な地域として小学校区単位で住民参加による健康・福祉・生きがいづくりを進めていきます。

### 老人福祉センターやひだまりの家を拠点とする地域福祉活動

既設の老人福祉センターを地域福祉活動の拠点として位置づけ、住民がより利用しやすい内容へと充実していきます。利用者の拡大を図るためにも固定観念にとらわれずにニーズにあった新たな事業展開を行い、高齢者の関心を高め、幅広い市民の受け入れ態勢を整えます。

## 人材育成、組織力強化

### NPOなどの活用や地域住民の自主的な活動の推進

小地域福祉活動をすすめていくために、その中心となるリーダーの発掘および育成の支援や活動の場の確保等を行います。

#### 地域ボランティア等の人材の掘り起こし

今後の高齢社会を支えていく担い手として地域ボランティア等の役割は、重要であると考えており社会福祉協議会等と連携して進めていきます。

#### 人材育成、組織力強化

サロンや見守りネットワークなど小地域福祉活動の拡大に向けて、中心となるリーダーの発掘および育成の支援や活動の場の確保に向けた基盤整備をすすめます。

### 介護予防、健康づくり

#### 高齢者を地域全体で支える地域ケア体制の推進

地域包括支援センターを核として、地域ケアに関わる多様な組織、機関の人的および情報のネットワークを進め、地域住民による介護予防や多様な福祉活動の支援を行います。

#### 虚弱高齢者への働きかけによる介護予防の推進

健診や訪問活動、関係機関の連携等により生活機能評価を実施し、虚弱高齢者を把握します。特定高齢者に対しては介護予防ケアプランに基づき介護予防事業等への参加を支援します。

#### 老人福祉センターやひだまりの家を拠点とした地域における取り組みの支援

介護予防に対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践、定着できるように全自治会で介護予防教室を実施し、介護予防の普及、啓発を行います。

また、高齢者を対象として健康で豊かな生活を送るために相談や事業などのサービスを通して地域福祉の一助となる取り組みを行います。

## (2) 子ども分野

### 家庭における教育力の低下

#### 幼少期における正しい食生活・生活習慣の普及・啓発

母子保健の充実に向けて、乳幼児健診などで子どもの発達を理解し、月齢に応じた食事の提供について啓発します。

また、子どもの生活習慣についてのアンケートをとり、生活リズムの大切さを啓発する、「早ね・早おき・朝ごはん」の合言葉の促進、子どもを成人病から守る食事づくりの講習の開催に取り組みます。

#### 家庭や地域における教育力の向上

子どもとともに地域の自然や地域の文化に直接触れて、五感を通して学習できる場を整備します。また、幼児期から汗をかくことの心地よさを知らせる遊びや勤労を体験できる場を整備します。

#### 体験活動や世代間交流等の学習機会の充実

生き物を育てたり、植物を栽培したりして、成長や収穫の喜びを味わう体験活動の場を整備します。また、伝統、ふれあい遊びや体験話を聞く機会や視聴覚を通して、同一テーマで学習会を行う機会を提供します。

#### 家庭・地域・保育園・幼稚園・幼児園・学校の協力による教育環境の整備

子どもが自由に集うことができるように、園庭や校庭、コミュニティセンター等を、定期的に開放します。

### 安全な遊び場、通学路の確保

#### 安心して子どもと外出できる生活環境の整備

子どもの安全を確保するために、安心して通学、通園ができるよう、危険箇所のチェックを行います。また、児童公園等に死角を作らない工夫を講じます。

#### 子どもや子育て家庭を地域全体で見守る活動の推進

登降園時・登校下校時に地域全体が立番制で挨拶運動を行うことができるよう支援します。

#### 子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策の推進

危険な場所のチェックを行い、地域全体が共通理解できるように交通事故防止対策の推進について支援します。

#### 子どもを犯罪から守るための関係機関の連携強化

子どもが犯罪に巻き込まれることを未然に防げるように安全マップを地域と協働で推進します。また、定期的に事案等を取り上げて研修や関係機関が共通の認識や情報共有を図る体制の整備を行うとともに、防犯一斉通報システム及び不審者情報マップにより不審者出没状況等を配信することにより、注意喚起を行います。

#### 安全な遊び場の確保

児童公園の整備にあたり、死角をつくらない工夫や遊具の精選に努めます。また、設置した遊具は専門業者による定期点検や自治会と連携した点検等により、安全管理に努めます。

### 地域における教育力の向上

#### 地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりの推進

市内の子育て支援施設が積極的に情報交換や情報提供を行い、一貫した支援体制の構築を図ります。

#### 子どもを含めた多世代の交流活動

保育現場や児童館、子育て支援センター事業などに、地域の方、子育ての先輩お母さん等に来ていただき、子どもや子育て中の親とかかわり、子どもの健全育成を共

通課題として同時体験を実施します。

#### 地域ボランティア等の人材の掘り起こし

学区ごとに、個々にもつ得意なことやできることなどを含めた専門性を持った人材を募集し、登録制をとり、必要に応じて派遣する体制を構築します。

#### 男性の子育てへの参加の促進

男性の育児休業取得を啓発し、男性の就労を含めた多様な働き方の啓発を行います。また、子育てしやすい就労環境を整備するために、子どもの入院・参観日等休暇が取得できるよう支援します。

### 少子化による意識の変化

#### 子育て家庭を地域ぐるみで支援するしくみづくり

保・幼・小・中学校（園）・児童館・学童保育所・行政・その他子育て支援関係機関によるネットワークを構築します。

#### 子どもたちが積極的に意見や考え方を発表できるような環境づくりの推進

アイデアボックス・子ども会・青少年の主張等、自分の思いや希望、夢が語れる場を整備します。

#### 障害の有無に関わらず地域で安心して生活する「ノーマライゼーション」の実現

支援を要する子の保育や教育の場の保障・児童生徒支援室や巡回教育相談による事業を推進します。

## (3) 健康分野

### 生活習慣の改善

#### 食習慣や栄養バランスについての啓発や教育

ヘルシーメニューや野菜の簡単でおいしい調理法の紹介など、継続的な情報発信を行っています。

#### 食育の推進

生涯にわたり健全な食生活を送れるように、家庭、地域、学校や保育園において様々な食育に関する体験や活動に参加できるように支援します。

### 健康づくりの場の確保

#### 市民一人ひとりの価値観に基づいた主体的な健康づくりへの支援

身近なところで運動できる環境を整備し、運動効果についての知識を広め、健康のために意識的に運動を行う習慣を身につけられるよう啓蒙していきます。

#### 市民参画による健康づくり、個人の健康づくりを社会全体で支援する健康づくりの推進

市民が誘い合って運動し、健康づくりの仲間を増やしていけるような取り組みを

進めていきます。

#### 健康に対する不安感

##### 自立高齢者の健康づくりや社会参加の促進

元気な高齢者が介護予防の必要性に気づき、自ら介護予防に取り組めるような啓発活動を推進します。自分の健康状態を把握する手段としての生活機能評価項目を知ってもらい、基本健診の受診につながる事が重要です。そのための介護予防教室、健康出前講座の開催を実施します。

##### 虚弱高齢者への働きかけによる介護予防の推進

地域の中で運動教室などに取り組む際に、住民と共に教室内容を話し合い、元気な人も虚弱な人も皆が参加できる教室内容を検討していきます。

#### 健康づくりの基盤整備

##### 運動の効果についての教育と啓発

運動を実践する人が増えていくための効果的な方法について、市民とともに検討します。ウォーキングマップの改訂と有効活用や運動の必要性や効果についての啓発を行います。

##### 身近なところで運動できる機会の提供

「ウォーキングの日」を設けるなど、運動を実践しやすい環境を整備していきます。

#### 心の健康

##### 高齢者が自立した生活を継続できるような社会参加の場の拡充

地域の運動教室など、老人クラブと共催で実施することにより、高齢者の閉じこもり予防や、生きがいづくりの支援を推進します。

##### 日常的な世代間交流の場の設定

地域の運動教室などの取り組みの中で地域の人たちができることを出し合いながら運動教室などを通して世代間交流を図っていきます。

#### 健康づくりの情報が少ない

##### 健康づくりのための仲間づくりや情報提供の充実

健康づくりについて啓発していくとともに、運動に関するイベントや健康教育活動についての情報提供を行っていきます。

#### (4) 障害分野

##### 障害者に対する理解不足

###### 人権問題や障害に対する理解を深めるための啓発活動の推進及び広報活動の内容の充実

市民の方に障害を正しく理解してもらうために市のホームページに障害施策の掲載及び広報「障害者特集」の掲載を行い、啓発・推進します。

###### 人権問題等に関する研修や講習会の機会の拡充及び人権に関する内容の理解の促進

年に1回、障害者団体の主催で人権に対する正しい理解を行うための研修会の開催の支援を行います。そして、障害のある人自ら、「じんけんセミナー」「人権を考えるつどい」などの講演会等に積極的に参加できるよう障害特性に応じた配慮を行います。

###### 地域での障害のある人との交流機会の充実と障害に対する正しい理解の促進

障害のある人の社会参加促進を図るためのレクリエーション・スポーツ大会を通じ、地域の民生委員児童委員協議会等のボランティアとの交流をし、障害に対する正しい理解の促進に努めます。

###### ふれあいや体験活動等による福祉教育の充実と障害に対する正しい理解の促進

福祉教育の一環として、ふれあい(車椅子体験等)体験等を通じて障害を正しく理解するため、レクリエーション・スポーツ大会などにおいて、車椅子競技等に参加することにより障害特性の正しい理解促進を図ります。

###### 地域振興協議会や地域の関係団体との連携による障害に対する理解の促進

地域振興協議会との連携を図りながら、市民を対象とした、障害に対しての正しい理解・啓発のための福祉学習会等の開催に対し支援します。

##### 現状が把握できていない

###### 障害者のマップづくり

障害者団体との中継や障害のある人の実態把握に努めるとともに、障害者数などのデータ管理などを充実します。

##### バリアフリー化、施設整備

###### 公共施設等のバリアフリー化の推進及び交通安全対策の推進や交通マナーの向上

障害のある人が社会参加しやすい公共施設等のバリアフリーの推進や地域住民と障害のある人との連携による交通安全対策や交通マナー向上の啓発を行います。

##### 支援方法がわからない

###### ボランティア養成講座等によるボランティアの人材育成及び資質向上

障害者団体との活動を通じて、障害の正しい理解促進を図るとともにボランティア



養成講座等の開催を行い、ボランティアの人材育成及び資質向上を図ります。

#### ボランティアに関する情報提供及び活動の拠点となる中継機能の充実

ボランティア活動を市民ぐるみで展開するため、障害者関係団体とボランティア団体との連絡協議会を組織し、相互の連携を図りながらボランティア活動を支援できるコーディネートを行います。

### 社会参加の場がない

#### 地域における各種事業へ障害のある人が参加しやすい体制の整備

障害のある人の地域活動への参加を促進するために、障害に対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に「コミュニケーション支援事業」などの障害福祉サービスの周知を図り、障害のある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

#### 障害のある人がスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動参加しやすい環境の整備

障害のある人が参加できるようスポーツやレクリエーションなどにガイドヘルパー（移動支援事業）手話通訳者などの派遣などを行い、参加しやすい環境を整備し、参加機会の拡充を図ります。

#### 学習機会の充実と障害のある人が参加しやすい環境の整備

市民を対象とした障害を正しく理解するための学習機会の充実の支援を行い、障害のある人が参加できる配慮としてコミュニケーション支援事業による手話通訳者や要約筆記者の派遣など障害福祉サービスの周知・啓発を行います。

#### 障害のある人が地域活動に参加しやすい環境の整備

障害のある人が参加しやすい環境づくりのために、コミュニケーション支援事業による手話通訳者や要約筆記者の派遣などの障害福祉サービスについて、地域住民の方々に対して周知・啓発を行います。

#### 障害のある人の社会参加促進のための移動支援の充実

障害のある人の社会参加促進のため、移動支援事業を地域生活支援事業のなかで行っております。今後、利用促進をはかるための利用者への制度の周知及び啓発、各事業所には質の高いサービス提供への啓発を行います。

### 災害時の避難、支援体制

#### 緊急時の情報伝達手段の充実及び災害時における被災後の対策の充実

緊急時の情報伝達手段として要援護者の把握や台帳の整備などを行い、地域住民との連携により障害のある人が安全な避難方法や避難生活を送るための被災後の対策の充実を図ります。

#### 防犯対策の充実

障害のある人が安全に過ごせるよう防犯対策の充実を図ります。

## ( 5 ) コミュニティ分野

地域（活動）に対する意識低下

### コミュニティ意識の醸成

住民にとって最も身近なコミュニティ組織である自治会をより充実するため、その構成員である住民の自治意識を醸成します。このため、生涯学習のまちづくりの一環として住民に対して様々な学習機会やまちづくり情報を提供します。

世代間、住民間の交流不足

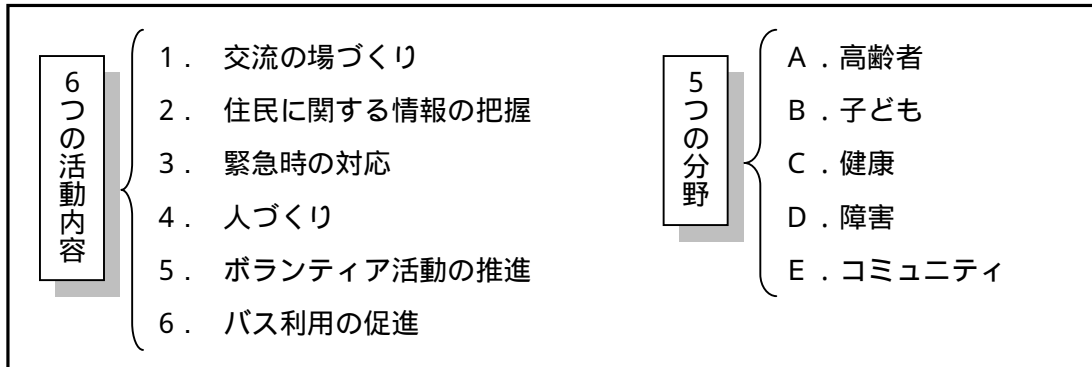
### 日常的な世代間交流の場の設定

高齢者の交流の場に限定せず、多世代の住民が「人とのつながり」を持てる環境づくりを推進するとともに、「人とのつながりの場」に関する情報発信を充実させていきます。

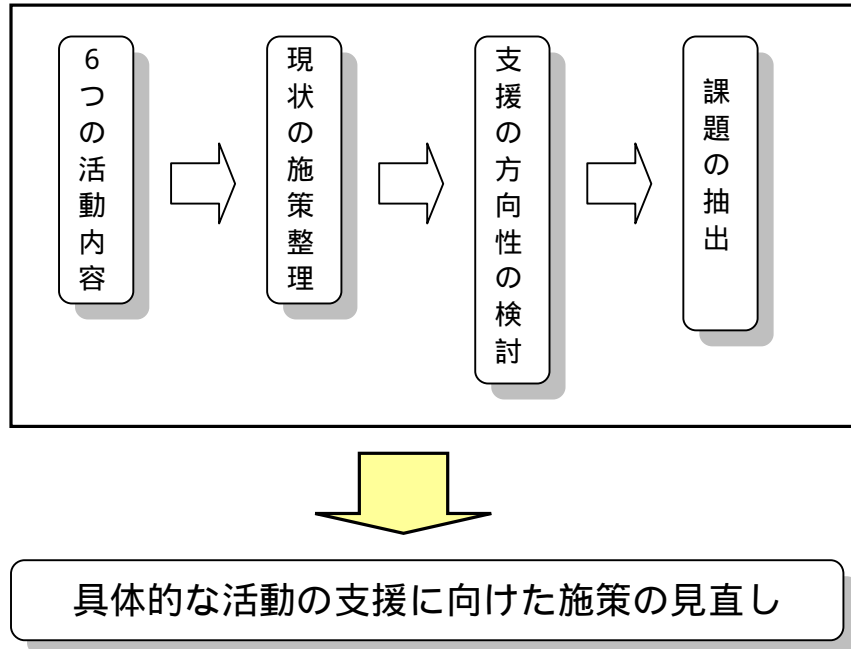
## 2. 具体的な活動内容に対する行政の支援策

第2回地域懇談会では、地域における生活課題の解決に向けた住民による活動内容が検討され、合計225件の活動内容が報告されました。これらの具体的な活動内容を行政としてどの様に支援していくかについては、個別の案件ごとに今後検討していきます。

高齢者（A）、子ども（B）、健康（C）、障害（D）及びコミュニティ（E）のそれぞれの分野に共通する活動内容の類型として、以下の6つの活動内容が、各地域で議論されました。



これらについては、現状における行政の支援策を整理するとともに、支援の方向性および課題を明らかにし、今後、具体的な活動の支援に向けて、施策の見直しを図ります。



### (1) 交流の場づくり

#### ア. 現状の施策

以下に示すような各種事業の実施を通じて、住民が様々な交流を図ることができるように取り組んでいます。

#### A . 高齢者及びC . 健康

- ・生きがいと健康づくり事業
- ・老人クラブ補助
- ・老人保健事業（自主活動グループ支援、健康出前講座、等）
- ・地域支援事業（地域運動教室、高齢者筋力向上トレーニング事業、等）

#### B . 子ども

- ・地域の高齢者との交流事業（保育園・幼稚園・幼児園）、等
- ・親子交流事業（児童館） 親子人形劇等鑑賞事業（児童館） 等

#### D . 障害

- ・障害者の県障害者スポーツ大会等への参加支援
- ・栗東市心身障害児（者）レクリエーション・スポーツ大会
- ・栗東市障害者ボウリング大会
- ・サマーホリディサービス事業、三大ホリディサービス
- ・「座 ポップコーン'S」

#### E . コミュニティ

- ・自治会活動全体的な支援（各種補助金、自治会要望の取りまとめ、自治連合会の運営）
- ・地振協活動全体的な支援（運営費補助、地振協連絡会の開催）
- ・世代間交流事業（各地域振興協議会へ事業を委託）
- ・「ふれあいサロン」の開催支援（事業費の財源の一部支援。また、職員の学区担当割を行い、立ち上げ時や実施後の継続的な職員の関わり）

#### イ . 支援の方向性

- ・上記の事業を引き続き実施していくとともに、住民の方からの意見を取り入れ、見直しを図っていきます。
- ・それぞれの事業について、その必要性や意義を住民の方にさらに理解を深めていただくための広報啓発を充実していきます。
- ・事業の企画段階では、行政が住民の方と関係する団体やボランティア等との橋渡し役となるよう努めます。

#### ウ . 課題

- ・住民からの活動提案には、多様な分野にわたるものが多くあります。子どもと高齢者の交流事業などもありますが、例えば障害者の事業に高齢者や子どもも参加するといった提案もされており、各種の事業を組み合わせる総合的な交流事業に取り組めるような施策が課題になっています。

- ・夏祭りなど地域の既存の活動に交流を組み込んでいく提案もされており、整合性を図ることや企画段階において幅広い視点を持つことが課題となっています。企画段階で住民と行政の連携を図っていくことが課題となっています。

## (2) 住民に関する情報の把握

### ア．現状の施策

- ・行政では、公的なサービスを利用している高齢者や障害者については情報を把握していますが、個人情報保護の観点から、一般の住民に方にこうした情報を提供することはできません。
- ・現在、本市における個人情報の取扱は、以下のようになっています。

平成17年度施行の「個人情報保護法」及び「栗東市個人情報保護条例」に伴い、従来の世帯名簿に替わり、「異動者リスト」を自治会長宛に送付しています。但し、この異動者リストは転入時等において、同意されない世帯は報告しておりません。自治会長が世帯情報を必要とした場合は、閲覧用リストの閲覧に限り応じてきておりました。

平成18年1月1日付け住民基本台帳法一部改正により、地域住民の福祉向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められる団体等で、自治会長、民生委員・児童委員の閲覧（氏名、住所、生年月日、性別）に感じられるものと規定がなされましたので、現在その取り扱いをしているところです。

- ・高齢者リストの作成や障害者のマップづくりといった取り組みはこれまでのところ実施していません。

### イ．支援の方向性

- ・個人の情報を行政として提供することはできませんが、住民の方から提案されているように、住民の活動として高齢者リストの作成や障害者のマップづくりをすすめることは、見守りや緊急時の対応などの際には非常に重要な役割を果たすと考えます。従って、こうした活動のバックアップをしていくことが行政の役割であると考えます。
- ・行政としては、個人情報以外の情報については提供することが可能です。例えば、地区別の高齢者や障害者の数などの統計資料を提供するなどの支援が可能です。

### ウ．課題

- ・地域住民全ての方の情報を把握するのは困難な状況にあります。本市における個人情報の取扱にも示していますように、同意されない世帯については、異動者リストにも掲載されない状況となっています。
- ・どの程度、住民に関する情報を地域で把握していくかについては、それぞれの地域で議論され、具体的な活動内容を見極めていく必要があると考えられます。個々のケースについて、行政としての対応を検討していくことになると思います。

### (3) 緊急時の対応

#### ア．現状の施策

以下に示すような施策によって、緊急時の対応に取り組んでいます。

##### A．高齢者及びD．障害

- ・ 湖南広域行政組合消防本部が実施している「福祉災害ネットワーク」では、以下の対象者に対して、火災や災害が発生するといち早く消防署が電話・FAX・メール等で知らせる事業を実施しています（期間は通年）。この事業への登録を呼びかけています。

65歳以上の高齢者、寝たきり・認知性のある高齢者、身体障害者手帳・療育手帳などの福祉手帳をお持ちの方、介護保険法による要介護の認定を受けている人、聴覚・視覚障害のある人、その他災害発生時に援護を必要とされる人。

- ・ また、平成19年度以降、地域防災計画・国民保護計画に伴い、災害時要援護者予防計画として避難支援・避難態勢の整備等の明記、及び避難準備情報、避難勧告、避難指示のマニュアルを作成する予定としています。

##### D．障害

- ・ 障害者団体の一日交流会において湖南広域行政事務組合の消防本部の施設見学を行い、防災の研修会や地震車の体験乗車などを行っています。
- ・ 聴覚障害者団体の出前トークにおいて災害時における対応等の研修会を行っています。

#### イ．支援の方向性

- ・ 災害時要援護者予防計画の作成に際しては、以下の項目について検討する必要がありますが、そのためには自治会内で要援護者の情報について把握されている必要があります。

- ・ 地域ぐるみの避難支援
- ・ 要援護者の避難態勢の整備
- ・ 要援護者に対する避難所等での生活環境の配慮
- ・ 平常時における状況把握
- ・ 要援護者に配慮した緊急情報伝達体制の確立
- ・ 要援護者に対する防災対策への配慮等

- ・ 要援護者の情報の把握について、住民の方の協力を得て計画を作成していくことが必要であると考えます。

#### ウ．課題

- ・ 災害時要援護者の支援ガイドラインでは要援護者の避難支援は自助・共助（自治会）を基本としています。個人情報保護条例においても本人の利益になると認められる時は開示が可能であるとされています。情報の共有としては、関係機関共有方式、手上げ方式、同

意方式がありますが、災害は何時発生するかわからない状況であることを考えると、関係する各部課で協議し、早急に対策をとることが課題となっています。

#### (4) 人づくり

##### ア．現状の施策

以下に示すような各種事業の実施や活動を通じて、ひとづくりに取り組んでいます。

##### A．高齢者

- ・老人クラブ等の各種組織を通じ人材育成を図っています。
- ・高齢者への福祉サービスを目的とした地域福祉活動に対し、まちづくり活動補助事業の補助金を助成することにより人材の育成を図っています。
- ・「ふれあいサロン」の立ち上げ時や実施後の継続的な職員の関わりを通じて、人材の掘り起しに取り組んでいます。

##### E．コミュニティ

- ・栗東市中・高生リーダー研修会の開催
- ・栗東市アドベンチャーキャンプの実施
- ・栗東市生涯学習人材バンク事業

目的：知識や技能を有する人材を指導者として登録し、指導を受けることを希望する団体等にその情報を提供することにより、市民の多様な生涯学習を支援すること。

##### イ．支援の方向性

- ・上記の事業を引き続き実施していくとともに、住民の方からの意見を取り入れ、見直しを図っていきます。
- ・事業の企画段階で地域の人材を活用することにより、人材の掘り起こしや育成に努めます。
- ・今後、以下のような取り組みにより人材育成を図る予定としています。

各コミュニティセンター管理運営団体において、地域人材育成に関する研修、講座の企画、実施が自主的に遂行できる支援を行います。  
地域活動のリーダー的役割を担っていただくことを目的として、退職され地域に戻られる方を対象とした講座を行います。

##### ウ．課題

- ・リーダー研修会などによりリーダーの育成に努めていますが、地域における事業でリーダーとして参加する機会が十分ではなく、活動の場を視野に入れた取り組みが課題となっています。

- ・事故等への対応のために、ボランティア保険などのボランティア制度と連携した取り組みが課題となっています。

## (5) ボランティア活動の推進

### ア．現状の施策

本市ではボランティア・市民活動支援センターとの連携により、ボランティア活動を推進しています。

ボランティア活動及び地域における自主活動グループのボランタリーな取り組みなど、あらゆる分野においてボランティア活動が実践され、行政としても支援しています。

以下は、本計画における住民活動に関係する主なボランティア活動です。

#### A．高齢者

- ・各種の高齢者サービスを提供する際のボランティア活動

#### B．子ども

- ・交通安全立番における地域ボランティアの活動
- ・子ども居場所づくりにおける地域ボランティアの活動
- ・学校等におけるボランティアの募集

#### C．健康

- ・自主活動グループによる活動

#### D．障害

- ・障害者団体のイベント等におけるボランティア活動
- ・ボランティアの募集、啓発
- ・視覚障害者生活行動訓練事業におけるガイドヘルパーの活動
- ・手話等の各種研修会の開催

#### E．コミュニティ

- ・「ふれあいサロン」の活動
- ・社会福祉協議会による各種ボランティアの募集

### イ．支援の方向性

- ・ボランティア・市民活動支援センターとの連携により、ボランティア活動のさらなる推進を図ります。
- ・意識調査の結果から、潜在的にボランティア活動に参加する意向を持つ住民が多いことを踏まえ、ボランティア活動に参加する住民の増加を目指します。
- ・住民から提案された活動の多くは、地域ボランティアを必要としています。地域活動におけるボランティアの募集や意識啓発について見直しを行い、施策に反映させます。



#### ウ．課題

- ・地域ボランティアの担い手を掘り起こすための具体的な方法について、住民と行政が協働して検討する必要があると考えます。人材育成とも共通の課題ですが、地域におけるニーズとボランティアの活動ニーズを的確に把握し、活動の場を提供することを視野に入れたボランティアの募集に取り組むことを検討します。

### (6) バス利用の促進

#### ア．現状の施策

- ・市民の日常生活における移動手段の確保を図る観点から、平成 15 年 5 月より市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行を開始しています。
- ・「くりちゃんバス」の利用促進については、毎年 1 回の運行改正を実施する中で、路線見直し等のサービス改善を図ってきています。

#### イ．支援の方向性

- ・市コミュニティバス（タクシー）の運行計画にあたっては、利用実態にかかる調査・検証のほか、利用・非利用者アンケート及びその他要望等を踏まえた上で、見直しを図ります。
- ・車両の更新に際して、順次、低床型ノンステップバスの導入を図ります。

#### ウ．課題

- ・地域懇談会では様々な利用ニーズがあることがうかがえました。「くりちゃんバス」の運行の望ましいあり方について、地域の中で検討されることも今後必要になると考えます。

### 3. 地域福祉活動推進に向けた施策の展開

地域福祉計画策定に関する意識調査、また、各小学校区地域振興協議会、民生委員・児童委員協議会を中心に開催した地域懇談会において地域における課題についていただいたご意見などから、本市地域福祉推進の基本目標を具現化のため、地域福祉の基本方向を下記のとおり定め、積極的・計画的に施策の展開を推進していきます。

#### (1) 施策展開の基本方向

##### 1. 地域福祉システムの構築

総合福祉保健センターをセンターレベルとし、各小学校区におけるコミュニティセンター・ひだまりの家を地域レベルとした階層構造を形成し、総合福祉保健センターについては社会福祉協議会が地域福祉を推進する中心的な団体としての機能を発揮し、各学区コミュニティセンターにおいては地域振興協議会、ひだまりの家においては自治会を中心に地域住民活動の促進などに取り組み、総合福祉保健センター・福祉事務所の専門職員が専門的・技術的な支援をおこなうという地域福祉システムの構築に取り組んでいきます。

##### 2. あらゆる住民の地域福祉活動への参加の促進

あらゆる住民の地域福祉活動への参加を促進するため、気軽に参加しやすくするための環境整備やボランティア・市民活動支援センターの拡充などによりボランティア活動を推進したり、地域の住民組織の自主的な活動を支援していきます。

##### 3. 福祉の風土づくり

住民の間に人権尊重の精神と福祉の心を広めるよう意識啓発を推進するとともに、福祉教育の推進や交流機会の拡充を図ることにより、福祉文化を貴重としたやさしさとぬくもりのある福祉の風土づくりを推進します。

##### 4. 地域福祉推進体制の整備

地域福祉システムにおいた市が総合的な調整機能を発揮できるよう庁内体制の整備を図るとともに、社会福祉協議会や関係機関・団体との連携を強化するなど、地域福祉推進体制の整備に努めていきます。

## (2) 各施策の展開方策

### 1. 地域福祉システムの構築

#### ア. 地域福祉のネットワークづくり

総合福祉保健センターをセンターレベルとし、各小学校区におけるコミュニティセンター・ひだまりの家を地域レベルとし、その間に老人福祉施設を位置づけた階層構造により、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

総合福祉保健センターを地域福祉活動の拠点施設として、総合福祉保健センター・福祉事務所及び老人福祉センターは、地域の保健・福祉や生きがい活動を支援するための情報提供や、人材の育成をおこないます。

地域のまちづくりの拠点施設である各小学校区コミュニティセンターにおいて、福祉のまちづくりについて支援をしていきます。

地域総合センター（ひだまりの家）は、地域に密着した福祉センターとしての役割を果たしていくことが求められており、地域福祉の推進にあたっては、拠点施設としての機能を発揮することが望まれています。このため、ひだまりの家の地域福祉推進機能の充実を図るとともに、当該地区におけるコミュニティセンターとの連携を図っていきます。

#### イ. (仮称) 地域福祉推進会議の設置

学区ごとの地域課題等について情報交換などにより協議・解決を図るための地域振興協議会の福祉部会を核とした（仮称）地域福祉推進会議を設置します。

機能

- ・学区内の福祉の風土づくり
- ・学区内の問題の把握とその解決に向けての話し合い
- ・高齢者や障害者などの支援活動の取組状況などの情報交換
- ・子育て支援活動と子育てネットワークなどの取組状況の情報交換
- ・災害等の緊急時における要支援者への対応など情報交換 など

構成メンバー

地域振興協議会福祉部会・民生委員児童委員・老人クラブ・健康推進委員・ボランティア・福祉団体などと、社会福祉協議会・福祉事務所職員

#### ウ. コーディネーターの配置

地域福祉を推進するため、くらしの現場に出向いて、住民との直接的な対話・交流を通して地域住民の共通課題とそれを実現する基本的な条件と方向、展望を提示して、

住民と一緒に力をあわせて取り組んだり、ネットワークを構成したりするメンバーが、有機的に連携を図りながら活動を展開するため、メンバー間の連絡調整を行うコーディネーターが必要になってきます。

コーディネーターは、地域福祉を推進する中核機関である社会福祉協議会の職員を配置することが望ましく、行政はこれを支援していきます。

## エ．専門職員の配置

各学区における取り組みに対して専門的・技術的な支援をおこなうため、福祉担当課に地域福祉推進担当者の配置など、体制づくりの検討が必要です。

## 2．あらゆる住民の地域福祉活動への参加の促進

### ア．ボランティア活動の推進

気軽に参加しやすくするための環境整備

住民に対する啓発はもちろんのこと、地域・職場・学校におけるボランティア活動に対する理解を促進するとともに、ボランティア情報の蓄積とこれら情報に対して容易にアクセスできる環境整備を行い、個人の発意をボランティア活動につなげます。

広報誌やパンフレットの配布、ホームページなどによる啓発・情報提供の推進  
企業ボランティアの組織化

ボランティア活動への援助と連携

ボランティア活動がより活発に行われるようその自主性・主体性を尊重しながら積極的に援助するとともに、連携を強めて地域福祉の推進を図っていきます。

ボランティア・市民活動支援センターの運営の充実

ボランティア団体の活動拠点としてのボランティア・市民活動支援センターの運営の充実、特にコーディネーターの重要性を鑑み、適正配置等の充実に向けた支援をしていきます。

地域ボランティア活動の推進

施設への協力や直接当事者を支援するボランティアだけでなく、地域ボランティアの養成を図っていきます。また、地域に密着したボランティア活動を促進するため、地域福祉活動の拠点となるコミュニティセンターやひだまりの家などと連携を

図り、コミュニティセンター等が地域でのボランティア活動の拠点となるように検討していきます。

#### 住民組織の自主的活動の支援

地域住民の主体性に基づいて行われる地域活動を支援していくとともに、活動リーダーなどの人材育成を支援します。また、NPOなどの育成やその活動を支援します。

### イ．住民主体の地域づくり気運の醸成

#### 「地域懇談会」の継続的な実施

本計画で実施した地域懇談会では、住民のそれぞれが、自身の暮らす地域の課題について検討し、その課題解決のための具体的な取り組みについても議論を重ねていただきました。これらの活動を通して、「自分の住んでいる地域を住み良くするため、自ら考え、行動する」という、住民主体の地域づくりへの取り組みへの第一歩が踏み出されたと言えます。

今後は、この地域懇談会を継続的に実施していくことによって、芽生えた住民主体の地域づくり気運を定着させ、地域と行政が連携しながら進める「パートナーシップによる地域づくり」への組織化を推進します。

#### 福祉文化の創造に向けた普及啓発

「地域づくり気運の醸成」のためには、地域懇談会といった具体的な活動に併せて、地域住民の「福祉は行政が行うもの」といった意識を改める必要があります。

このため、社会福祉協議会によって開催されている「社会福祉大会」やボランティア・市民活動支援センターの事業等を活用して、地域住民に対して普及啓発を行っていきます。これらの活動を通して、住民による問題意識や関心等を共有化することで、地域の自主的な取り組みが推進され、福祉文化の創造が期待されます。

普及啓発の重点内容は、以下の通りです。

地域福祉推進の主体は住民、行政を含め、皆、同格のパートナーである。

地域社会の生活課題のきめ細やかな発見は、地域社会によってのみ可能となる。生活課題への解決方策の見出し、実行は地域社会でのみ可能であり、そのためには、住民等の主体的参加が欠かせない。

地域づくりのためには、住民が地域社会の生活課題を自ら明らかにし、自ら解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。

### 3. 福祉の風土づくり

#### ア. 住民意識の啓発

地域福祉を進めていくには、自分の身は自分で守る、自分の住んでいる地域は自分たちで住みよい地域にしようとする意識と、相互に理解しあい助け合う意識が大切になってきます。障害や認知症など支援を必要とされる人々に対する偏見を持っていると、自分や家族がそのような状態になったときでも、近所の人にそのことを言うことができず、必要なときに適切な支援を求めることが困難になってきます。

全ての人を人として認められる、“ソーシャル・インクルージョン”<sup>( \* 1 )</sup>や“ノーマライゼーション”<sup>( \* 2 )</sup>の視点を大切に、「違い」があってもあたりまえという「違い」を認めあい、「違い」のあるものが共に歩む地域社会の実現を図るため、あらゆる機会を捉え人権教育を推進し、啓発広報や交流機会を確保し、人権尊重の精神と福祉の心を広め、互いに助け合う心を育み、福祉文化を基調としたやさしさとぬくもりのある福祉の風土づくりを推進します。

( \* 1 ) ソーシャル・インクルージョン：

貧困者や失業者、ホームレス等を社会から排除された人々と捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標とする理念。

( \* 2 ) ノーマライゼーション：

等しく生きる社会の実現。障害のある人も、一般社会で等しく普通に生活できるようにすること。

#### イ. 福祉教育の推進

住民一人ひとりの福祉に対する関心を高め、思いやり、助け合いの心を育てるため全ての住民に、生涯を通じて福祉教育を受ける機会を提供していきます。

##### 就学前における福祉教育の推進

思いやりと助け合いの心を育てていくため、保育園・幼稚園・幼児園において、高齢者等との交流事業を取り入れた保育・教育内容の充実に努めていきます。

##### 学校教育の中での推進

滋賀県では、平成14年度から設けられた「総合的な学習の時間」において、県が作成した福祉副読本の活用により、学校教育の中での福祉教育の推進を図っていきます。

生涯学習の中での推進

生涯学習プログラムの中で、地域福祉に関するテーマや課題に対する学習を積極的に推進し、ボランティア活動等地域活動との連携を図ります。

#### ウ．交流機会の拡大

住民間の相互理解と互助精神を醸成するため、世代や障害の有無を超えた交流機会の創出を図っていきます。

障害の有無を超えた交流機会の拡大

障害者との交流の機会を創出するために交流に関連する活動やイベントなどの情報提供を進めていきます。

地域における交流機会の拡大

地域における世代等を超えた交流の機会を拡大するために、交流に関連する活動やイベントなどの情報提供を進めていきます。

世代等を超えた交流環境の整備

乳幼児や児童、高齢者・障害者などを対象別に活動領域を分けたり、関連施設を整備したりするのではなく、ゆうあいの家や総合福祉保健センターなど複合施設を整備等を進めることにより、世代等を超えた交流環境を整備していきます。

## 4．地域福祉推進体制の整備

各学区地域振興協議会を中心とした地域懇談会においては、“こういった取り組みなら地域（住民自身）でできる”といった多くの活動内容を提言していただきました。

これらの提言に対して行政として今後、どのように対応していくのかという具体的な計画について、前項（第5章1～2）で整理を行いました。

この具体的な計画に基づいて、地域における生活課題に対して、地域で取り組む活動を実行しやすい環境の実現に向けて、推進体制の整備を図っていきます。